

# 「国立公園」とは？

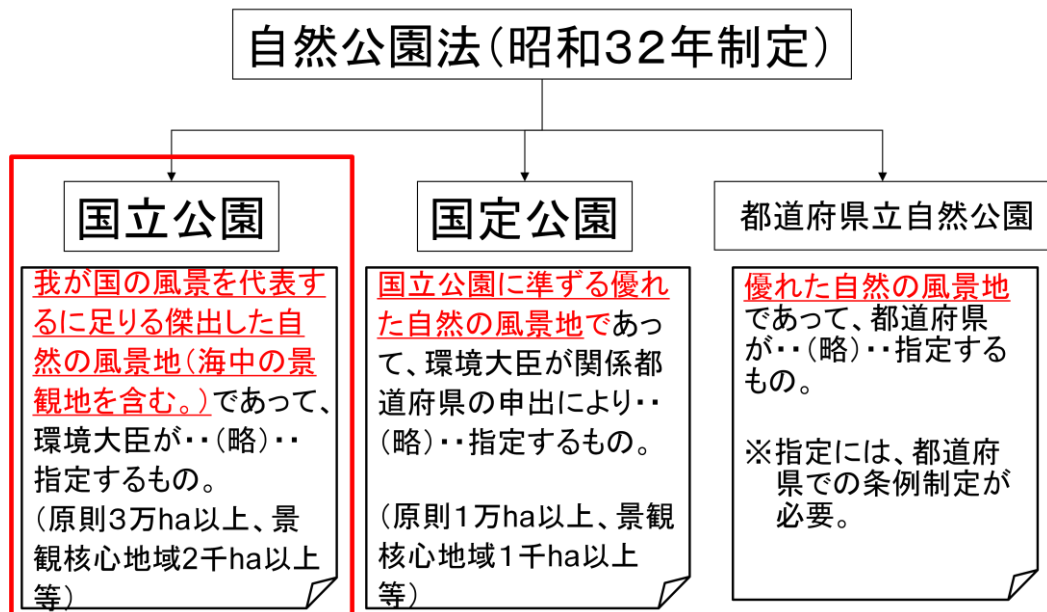
## 1. 自然公園法の目的

### 第一条（目的）

この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

EX. 保護と利用 「登山」も典型的な自然公園の利用にあたる。

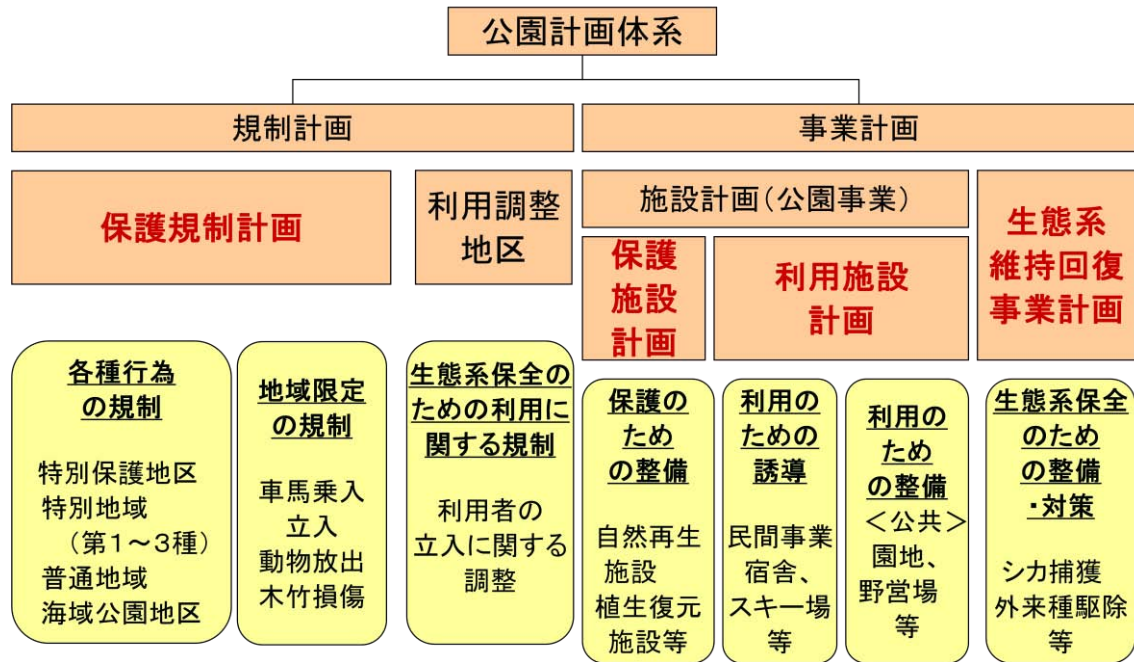
## 2. 自然公園の体系：3種類の自然公園



### 3. 公園計画

日本の自然公園は「地域制」＝土地の所有の有無にかかわらず区域指定し、行為規制により保護を担保。

規制と事業実施は「公園計画」に規定される。



#### ～利用調整地区制度～

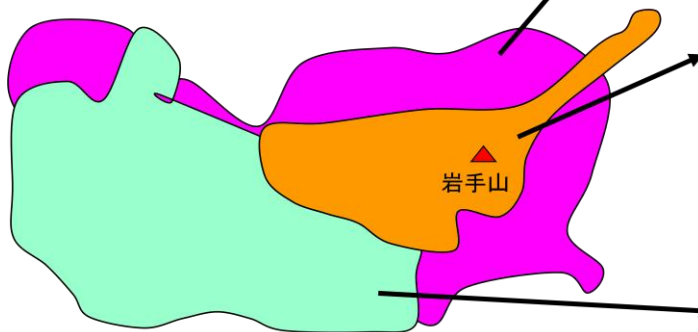
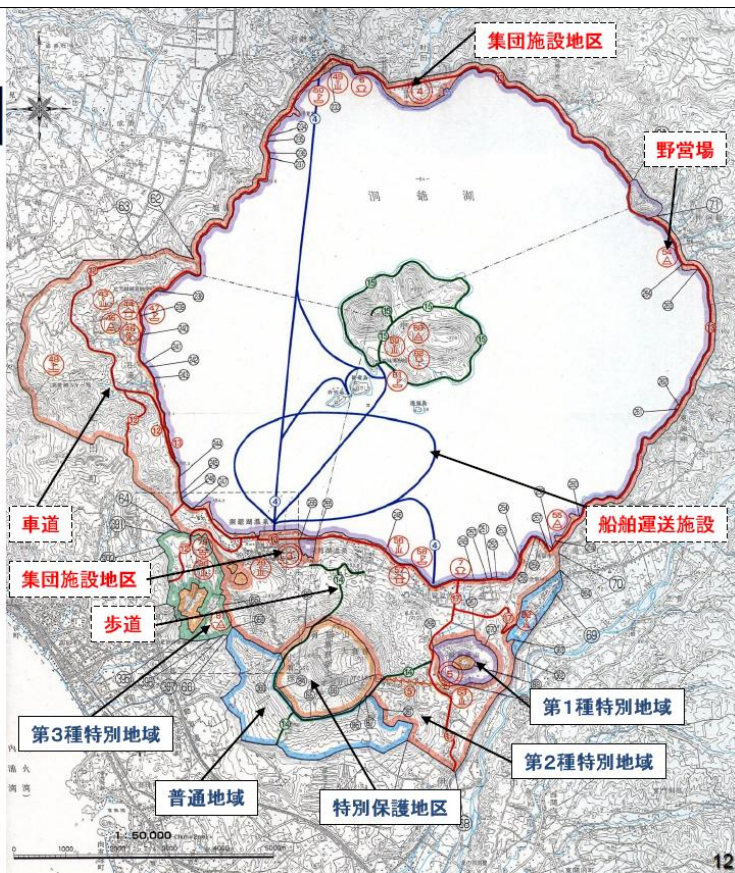
公園利用者の立入り人数・期間・方法等を調整することにより、地域の生態系の保全と持続可能な利用を推進

現在、西大台ヶ原地区（吉野熊野国立公園）のみ。知床五湖（知床国立公園）において指定について調整中である。

利用者が立ち入る場合の認定にかかわる経費（実費程度）を徴収することはできるが、いわゆる入山料ではない（余分に徴収し管理に回すことはできない）。

# 公園計画図

- 支笏洞爺国立公園 (洞爺湖地区の例)



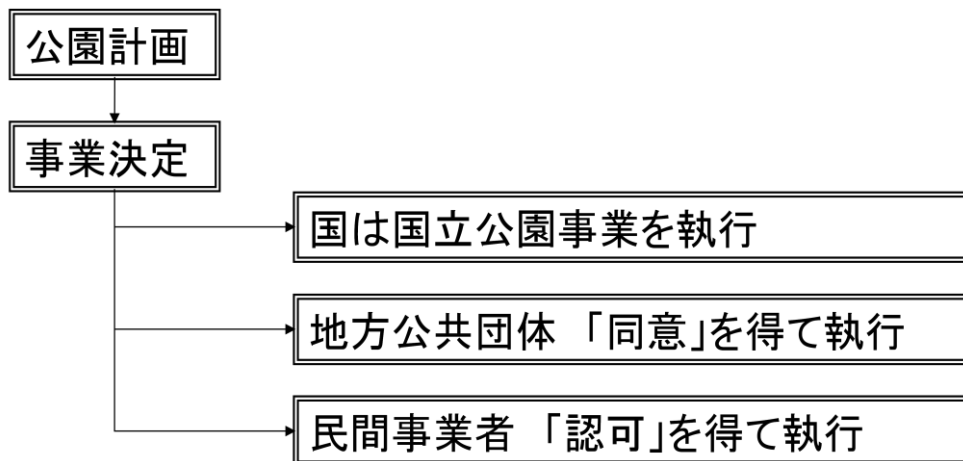
- 特別地域  
第1種～第3種に区分  
各種行為を規制(許可制)
- 特別保護地区  
各種行為を規制(許可制)  
規制対象行為も多く  
審査基準も厳しい。
- 普通地域  
事前の届出制

## 4. 公園事業

自然公園の保護又は利用のための施設の整備は、公園計画に基づき公園事業の執行として積極的に推進。

- ① 公園事業とは、公園計画に基づいて実施する保護、利用のための施設に関する事業。

[利用施設] 道路（車道・歩道）、園地、宿舍、避難小屋、野営場、  
駐車場、運輸施設、博物展示施設(ビジターセンター)等  
[保護施設] 植生復元施設、砂防施設、自然再生施設等



- ② 国立公園の公園事業は国が執行する。  
地方公共団体は環境大臣の同意を受けて、民間はその認可を受けて、国立公園に関する事業の一部を執行することができる。

→国(環境省)が執行する公園事業は「公共事業」

- ③ 国定公園の公園事業は都道府県が執行する。ただし、法律の定めるところにより国が行う事業を妨げない。都道府県以外の公共団体は都道府県知事の同意を受けて、民間はその認可を受けて、国定公園に関する事業の一部を執行することができる。

## 5. 施設整備（自然公園等事業）

環境省が執行する国立公園事業として、自然公園等事業予算（公共事業）を用いて、ビジターセンター、園地、野営場、登山道等の整備や自然再生事業等を実施。

国定公園においては、事業を執行する都道府県に対し、交付金がある。

### 主な整備対象メニュー

- 園地   ○野営場   ○登山道   ○駐車場   ○公衆便所   ○避難小屋
- 博物展示施設（ビジターセンター）   ○保護施設   等

（× 宿舎（山小屋含む）は対象外）



## 6. グリーンワーカー事業

地域の自然環境に詳しい地域住民等を雇用して、国立公園内の美化清掃、登山道補修、外来生物除去等国立公園の管理の質の向上を図るための事業。平成22年度予算2億7千万円。

### グリーンワーカー事業活動事例

- 清掃活動、投棄物・海岸漂着ゴミ等の回収
- 外来種の除去・捕獲
- パトロールや制札による車馬の乗り入れ規制
- 登山道のきめ細かな維持管理
- 監視活動 等



山頂での埋設ゴミの回収

## 7. 自然公園における「山小屋」「登山道」の位置付け

- (1) 「山小屋」は、公園事業のうち、宿舎事業として国立公園では環境大臣の、国定公園では都道府県知事の認可を受けて、主に民間が実施（県営、市町村営もあり）。

※ 公共事業による整備は不可

無人・無料の「避難小屋」については、避難小屋事業として、公共事業としても整備。

- (2) 山小屋が自然公園内で果たす機能としては、単に「宿舎事業」としての宿泊提供機能のみならず、以下のようなものがある。

<山小屋の機能>	(●は無償、公共的な機能)
○ 宿泊の提供	
○ 物資の供給（売店・食堂）	
○●休憩所	
● 登山者に対する情報提供・安全指導	} 宿泊者以外の登山者についても対象
● 給水	
● 公衆トイレの提供	
● 医療（診療所）	
● 救難対策（緊急避難所・救助）	
● 登山道等の管理・清掃	

- (3) 「登山道」は、道路（歩道）事業として、執行されている。

国立公園の場合、従来、多くを都道府県が執行してきた（大半が環境省補助事業）が、地方分権による役割分担見直し（いわゆる「三位一体の改革」）により、国立公園特別保護地区及び第1種特別地域を通過する道路（歩道）については、国（環境省）が執行することになり、個別調整のうえ順次国に移管されている。国定公園については、原則都道府県が執行している。

ただし、国立・国定公園ともに、自然発生的に作られた登山道などについては「未執行」のものも多く、その管理のあり方が課題となっている。

また、執行機関別に、いわゆる縦割りの管理される状況も見られており、関係者が協力、連携、協働して、良好かつ効率的に管理していくことが必要である。